

政令第二百二十三号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千百円」を「八千二百円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

理 由

最近における経済情勢の変動に鑑み、電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を引き上げる必要があるからである。